

令和3年度

監査結果報告書

施設監査（学校・幼稚園・保育所・認定こども園）

大分市監査委員



監 査 第 6 6 8 号
令 和 4 年 2 月 8 日

大 分 市 長 佐 藤 樹一郎 殿
大 分 市 議 会 議 長 藤 田 敬 治 殿
大 分 市 教 育 委 員 会 教 育 長 佐 藤 光 好 殿

大 分 市 監 査 委 員 繩 田 睦 子

大 分 市 監 査 委 員 古 庄 研 二

大 分 市 監 査 委 員 松 下 清 高

大 分 市 監 査 委 員 仲 家 孝 治

監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定による施設監査（学校・幼稚園・保育所・認定こども園）を大分市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

施設監査結果報告

1 監査の対象、実施場所及び監査の期間

監査の対象及び実施場所	監査の期間
<p>教育部</p> <p>小学校 12校 金池、八幡、神崎、 下郡、東大分、明野東、 明野北、鶴崎、別保、 明治、松岡、戸次</p> <p>中学校 4校 上野ヶ丘、大分西、 大東、吉野</p>	<p>令和3年度（令和3年4月1日～令和3年9月30日）に係る施設及び財産管理状況等</p>
<p>子どもすこやか部</p> <p>幼稚園 4園 金池、別保、明治、 松岡</p> <p>保育所 3保育所 裏川、住吉、敷戸南</p>	

※坂ノ市小学校、南大分中学校、鶴崎中学校、賀来中学校、大在中学校、坂ノ市中学校、生石保育所については、昨年度の施設監査において警備業務用機械装置のセット漏れによる指摘があったため、施設の警備状況のみ監査した。

2 監査項目及び着眼点

(学校)

監査項目及び着眼点
1 物品の管理状況について (1) 備品の管理は適正に行われているか。 (2) 刃物類、危険工作器具、薬品類等危険物品の保管は適正に行われているか。 (3) 自動体外式除細動器（A E D）の管理は適正に行われているか。
2 施設の管理状況について (1) 施設の維持管理は適正に行われているか。 (2) 各設備の維持管理は適正に行われているか。 (3) 施設の危機管理等は適正に行われているか。

(幼稚園・保育所・認定こども園)

監査項目及び着眼点
1 物品の管理状況について (1) 備品の管理は適正に行われているか。 (2) 自動体外式除細動器（A E D）の管理は適正に行われているか。
2 施設の管理状況について (1) 施設の維持管理は適正に行われているか。 (2) 各設備の維持管理は適正に行われているか。 (3) 施設の危機管理等は適正に行われているか。

3 監査の方法

児童生徒等の安全確保に留意し、物品及び施設の管理等は適正に行われているか等に着眼して監査を実施した。

4 監査の結果

教育部 学校

(1) 物品の管理状況について

ア 物品の管理が適正でないもの

大分市立学校物品取扱基準の規定では、校長は、学校に属する物品について適正かつ効率的に管理しなければならないとされている。

また、担当職員は、保管又は使用中の物品について盗難等が発生したときは、直ちに校長に報告し、校長は教育長まで報告しなければならないと定められている。

しかしながら、消火器を紛失するとともに、そのことについて報告をしていないものが見受けられた。

今後は、基準に従い適正な管理をされたい。(上野ヶ丘中学校)

イ 刃物類の保管が適正に行われていないもの

教育長が各学校長にあてた「毒物及び劇物並びに危険物等の適正な管理の徹底について(通知)」(以下「教育長通知」という。)では、刃物类等危険性のある物品には、個々に番号を付すとともに、その保管場所には、名称、数を表示することとされている。

しかしながら、糸のこやきり等について、個々に番号が付けられていないものや、数の表示が正確でないものが散見された。

今後は、教育長通知に従い適正な事務処理をされたい。(明野北小学校、大分西中学校、大東中学校)

ウ 薬品使用簿の記載が適正に行われていないもの

教育長通知では、薬品使用簿は購入、使用、定期検査、廃棄等の状況を順次記載することとされている。

しかしながら、一部の薬品について、使用の状況が記載されていないものが見受けられた。

今後は、教育長通知に従い適正な事務処理をされたい。
(大東中学校)

(2) 施設の管理状況について

ア 警備業務用機械装置のセットが行われていなかったもの

警備業務用機械装置のセット漏れが散見されたが、機械装置のセッ

トが行われないと、不法侵入者の発覚が遅れ、被害の拡大につながる
ことがあることから、今一度、危機管理意識の徹底を図り、適正な施
設管理に努められたい。(神崎小学校、大東中学校、賀来中学校)

所管課

(1) 施設の管理状況について

(要望事項)

ア 不審者が侵入し、児童生徒等に危害が及ぶ恐れがある場合、警察が
到着するまでの間、防犯安全器具(さすまた等)を活用して児童生徒
等の安全を確保する必要があるが、防犯安全器具について、設置に関
する統一的な基本方針を定めるなど、効果的な活用ができる環境を整
備されるよう要望する。(学校教育課)

子どもすこやか部

幼稚園・保育所

(1) 施設の管理状況について

ア 警備業務用機械装置のセットが行われていなかったもの
警備業務用機械装置のセット漏れがあったが、機械装置のセットが
行われないと、不法侵入者の発覚が遅れ、被害の拡大につながるこ
とがあることから、今一度、危機管理意識の徹底を図り、適正な施設管
理に努められたい。(住吉保育所)

所管課

(1) 施設の管理状況について

(要望事項)

ア 不審者が侵入し、園児等に危害が及ぶ恐れがある場合、警察が到着
するまでの間、防犯安全器具(さすまた等)を活用して園児等の安全
を確保する必要があるが、防犯安全器具について、設置に関する統一
的な基本方針を定めるなど、効果的な活用ができる環境を整備される
よう要望する。(保育・幼児教育課)